

社 会 福 祉 法 人 藤 聖 母 園

介 護 老 人 福 祉 施 設  
特別養護老人ホーム

【弘 前 大 清 水 ホ ー ム】

利 用 契 約 書

事業者である社会福祉法人藤聖母園（以下「甲」という。）と契約者 様  
（以下「乙」という。）は、契約者が介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム」（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用して生活するとともに、利用料金を支払って、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1章 総則

### [契約の目的]

- 第1条 甲は、介護保険法法令の趣旨にしたがい、乙がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、乙に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 甲が乙に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランの作成を含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定める通りとします。
- 3 乙は、第18条に定める契約の終了事由がない限り、本契約の定めることに従い、サービスを利用できることになります。

### [契約期間]

- 第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、乙から甲に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

### [施設サービス計画の決定・変更]

- 第3条 甲は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、乙及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 甲は、3ヶ月に1回、もしくは乙及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要性があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画について変更の必要があると認められた場合には、乙及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- 4 甲は、施設サービス計画を変更した場合には、乙に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### [介護老人福祉施設サービスの内容]

- 第4条 甲は、施設サービス計画に沿って、乙に対して居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、乙の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 乙が、利用できるサービスの種類は『重要事項説明書』の通りです。甲は『重要事項説明書』に定めた内容について、乙及びその家族に説明します。

#### [重要事項の遵守]

- 第5条 甲は、別に定める重要な事項に従い、必要な人員を配置して、乙に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行います。
- 2 本契約における重要な事項については、本契約に付随するものとして、甲、乙ともに遵守し、甲がこれを変更する場合は、乙に対して事前に説明します。
- 3 乙は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第2章 利用料金

#### [サービス利用料金の支払い]

- 第6条 乙は、サービス対価として『重要事項説明書』に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 甲は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の15日までに乙に通知します。
- 3 乙は、当月の料金の合計額を翌月25日までに口座振込（手数料は乙負担）、自動振替（無料）の方法等でお支払いいただきます。
- 4 甲は、乙から料金の支払いを受けた時は、乙に対して領収書を発行します。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。

#### [利用料金の変更]

- 第7条 『重要事項説明書』に定める利用単位毎の料金については、介護給付費体系の変更のあった場合は、甲は当該サービス利用料金を変更することができます。
- 2 『重要事項説明書』に定める以外のサービス料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、甲は、乙に対して、変更を行う2カ月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 乙は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解除することができます。

## 第3章 事業者の義務

#### [事業者及びサービス従事者の義務]

- 第8条 甲及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、乙の生命、身体、財産の安全・確保と、精神的な安定に留意し配慮します。
- 2 甲は、乙の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、乙からの聴取・確認のうえでサービスを提供します。
- 3 甲は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、乙に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（事業計画書 参照）
- 4 甲及びサービス従事者は、乙又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他乙の行動を制限する行為を行わない。また緊急止むを得ない場合であっても乙の家族等の同意を得るものとします。

#### [要介護認定の申請に係わる援助]

- 第9条 甲は、乙が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- 2 甲は、乙が希望する場合は、要介護認定の申請の代行をします。その場合は、要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、申請の有無を確認し援助を行います。但し、手続きに係わる経費等はその都度支払うものとします。

#### [サービスの提供の記録]

- 第10条 甲は、介護老人福祉施設の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 乙は、午前10：00～午後4：30の間に事務所にて、当該契約者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
  - 3 乙は、当該契約者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

#### [守秘義務]

- 第11条 甲、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た乙又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 甲は、乙に医療上、緊急の必要性のある場合には、医療機関等に乙に関する心身等の情報をお伝えできるものとします。
  - 3 甲は、乙からあらかじめ文書にて乙の同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、乙の個人情報は提供しません。

### 第4章 契約者の義務

#### [契約者の施設利用上の注意義務等]

- 第12条 乙は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 乙は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、甲及びサービス従事者が乙の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、甲は、乙のプライバシー等の保護について、十分な配慮をします。
  - 3 乙は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
  - 4 乙の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、乙及びその家族等と甲との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### [契約者の禁止行為]

- 第13条 乙は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
- (1)構内での喫煙、火気の使用
  - (2)サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと。
  - (3)その他危険物、取扱いや保管の困難な物、他の利用者に迷惑を及ぼす物等の持込み。

### 第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### [損害賠償責任]

- 第14条 甲は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により乙に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、乙に故意又は過失が認められる場合には、乙の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 甲は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

[損害賠償がなされない場合]

第15条 甲は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、甲は損害賠償責任を免れます。

- (1)乙が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (2)乙が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (3)乙の急激な体調の変化等、甲の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (4)乙が、甲もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

[事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能]

第16条 甲は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、乙に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、甲は、乙に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用します。

## 第6章 契約の終了

[契約の終了事由]

第17条 乙は、以下の各号に基づく契約の終了のない限り、本契約に定めるところに従い甲が提供するサービスを利用するすることができます。

- (1)乙が死亡した場合。
- (2)要介護認定により乙の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- (3)甲が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- (4)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- (5)ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (6)第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

[契約者からの中途解約等]

第18条 乙は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、乙は契約終了を希望する日の7日前までに甲に通知します。

- 2 乙は、第7条第3項、第11条第3項の場合及び乙が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 乙が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、甲が乙の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

#### [契約者からの契約解除]

- 第19条 乙は、甲もしくはサービス提供者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- (1)甲もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
  - (2)甲もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
  - (3)甲もしくはサービス従事者が故意又は過失により乙の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
  - (4)他の利用者が乙の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、甲が適切な対応をとらない場合。
  - (5)乙が、他の介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入所した場合もしくは、介護療養型医療施設に入所した場合。

#### [事業者からの契約解除]

- 第20条 甲は、乙が以下の事由に該当する場合には、甲は、乙に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- (1)乙が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実な告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
  - (2)乙のサービス利用料金の支払いが正当な理由もなく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず支払われない場合。
  - (3)乙が、故意又は過失により甲又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
  - (4)乙が、病院又は診療所に入院し、明らかに1カ月以内に退院できる見込みがない場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに甲が乙に対して実施したサービスの利用料金については、全額乙の負担とします。

#### [契約の終了に伴う援助]

- 第21条 本契約が終了し、乙がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、乙の希望により、甲は乙の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を乙に対して速やかに行います。
- (1)適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
  - (2)居宅介護支援事業者の紹介。
  - (3)その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。
- 2 前条の規定により契約が解除され、乙がホームを退所する場合には、乙の希望により、甲は、乙の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項に定める援助を乙に対して速やかに行うよう努めます。

#### [契約者の入院に係わる取り扱い]

- 第22条 乙が、病院又は診療所に入院した場合は、1ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。
- 2 前項に置ける入院期間中において、乙は、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を甲に支払うものとします。
- 3 退院後にホームへ戻る希望のある乙に対しては、概ね1ヶ月以内で退院できるのであれ

ば再度入所できます。但し、退院の日時を明確にしておいて下さい。しかし、退院が予定日より早まった場合には、当初の退院予定日まで短期入所生活介護を利用していただくことがあります。 [居室の明け渡し～精算～]

- 第23条 乙は、第18条第1号から第6号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡します。
- 2 乙は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係わる所定の料金『重要事項説明書に定める』を甲に支払うものとします。
- 3 乙は、第21条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第6条第5項を準用します。

#### [残置物の引取等]

- 第24条 乙は、本契約が終了した後、乙の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引取人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、甲は、本契約が終了した後、乙又は残置物引取人にその旨連絡します。
- 3 乙又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、乙又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに甲にその旨連絡するものとします。
- 4 甲は、前項但書の場合を除いて、乙又は残置物引取人が引取に必要な相当な時間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合、又は、乙が、残置物引取人を定めない場合には、甲で乙の残置物を処分できるものとします。但し、その費用については、乙から負担するものとします。

#### [一時外泊]

- 第25条 乙は、甲の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、ホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、乙は、宿泊開始日の3日前までに甲に届け出るものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、乙は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分）を甲に支払うものとします。

## 第七章 その他

#### [相談・苦情処理]

- 第26条 甲は、乙からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の整備またはサービスに関する乙の要望、苦情等に対し適切に対応するものとします。

#### [本契約に定めない事項]

- 第27条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### [契約当事者の変更]

- 第28条 乙は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力が低下あるいは失った場合に備えて、乙の家族あるいは、任意後見人を定めます。場合によっては地域福祉権利擁護事業を活用します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各1通を保有する  
ものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

《事業者名》 社会福祉法人 藤聖母園  
介護保険事業所番号 (0270200587)  
介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム

《住 所》 青森県弘前市清原4丁目9番2号

《代表者氏名》 園長 久保田 洋子 印

契 約 者

(利用者)

《住 所》 \_\_\_\_\_

《氏 名》 \_\_\_\_\_ 印

代理署名

《氏 名》 \_\_\_\_\_ 印